

会 議 記 録			
会議の名称	京都スタジアム（仮称） 検討特別委員会（第15回）		会議場所 全員協議会室
			担当職員 鈴木
日 時	平成29年5月22日（月曜日）	開 議	午後 1時30分
		閉 議	午後 2時40分
出席委員	◎木曾 ○藤本 三上 山本 平本 福井 齊藤 菱田 小島 馬場 明田 石野 <湊議長>		
執行機関出席者	【環境市民部】塩尻部長 [環境政策課]中川環境管理監 【まちづくり推進部】竹村部長、並河事業担当部長 [都市計画課]関口課長 [都市整備課]笹原課長、山内区画整理担当課長 [政策交通課]伊豆田課長 【市長公室】桂理事		
事務局出席者	片岡事務局長、山内次長、鈴木議事調査係長、池永主任、山末主事		
傍聴	市民5名	報道関係者1名	議員6名 (酒井、富谷、小川、奥野、並河、竹田)

会 議 の 概 要

13:30

1 開議（木曾委員長あいさつ）

[事務局長日程説明]

<木曾委員長>

報道機関から撮影申請が出ており許可する。

13:32

2 案件

（1）京都スタジアム（仮称）に係る報告等について

[執行部入室]

13:35

[まちづくり推進部長 あいさつ及び説明]

14:00

[質疑]

<三上委員>

出席委員等の名簿が出ているが、オブザーバー、関係者、亀岡市の出席者について答弁いただきたい。

<まちづくり推進部長>

委員としては、名前が出ている通りである。オブザーバーとして、文化庁江戸

調査官、農林水産省の前園農村環境課長、環境省の山脇自然保護官に出席いただいた。関係人として、亀岡市緊急アユモドキ調査検討委員会の渡辺勝敏先生と阿部司先生に出席いただいている。市からは石野副市長、私、並河まちづくり推進部事業担当部長、伊豆田政策交通課長、笹原都市整備課長、山内都市整備課区画整理担当課長、塩尻環境市民部長、西田環境政策課長、中川環境管理監、桂市長公室理事、柴田土木建築部長、河原社会教育課長が出席した。

<木曾委員長>

出席者について、資料請求することとする。

<三上委員>

開催結果案は、ホームページで公表される形であるのか。

<まちづくり推進部長>

これは本日の特別委員会用に速報としてまとめたものである。この日の専門家会議の開催結果は、別途専門家会議に諮った上で出すことになる。

<三上委員>

オブザーバーや関係人も発言の機会があったのか。

<まちづくり推進部長>

発言の機会があり、発言された。

<三上委員>

文言や字句の修正意見はあったが、了解は得られたと書いてある。これだけ見ていると、文言や字句の修正意見しか出なかったとしかとれないが、どうであったのか。

<まちづくり推進部長>

文言の修正意見、また、説明した内容に対する質問があった。例えば、コンクリートを使わない杭であれば影響がないのはわかるが、その上のコンクリート基礎に地中梁のコンクリートを打つことにより、地下水に影響を与えるのではないかなどの質問があった。それに対しては、極力、プレキャスト工法により製品を使いたいと考えているが、モニタリングにより、異常値が出ないかをキャッチしていくが、できるだけセメント打設しない工夫をしていきたいという答えであった。また、今後、駅北の事業地内に建物が建つ時にも杭が打たれる可能性があることについて、スタジアムの杭に関する調査での地下水への影響はどうかという質問があった。これに対しては、スタジアムは大規模であり、720本の杭を密に打つが、他の一般的な建築物ではそれほど杭を打たないこととなっている。スタジアムでは3センチ程度の地下水の影響であるので、別の場所で杭を打っても、影響は軽微だとの答えがあった。このような内容の質問が何点かあった。

<馬場委員>

モニタリングの高度化により、11の観測井にするということだが、これが高度化と言いきれる理由は何か。もっと細かくやる必要があるのではないか。

<まちづくり推進部長>

現在、区画整理事業地内に6カ所程度ある。資料P49に、モニタリングの調査箇所が記載されているが、桂川との間に点線の楕円形で囲われた2つの場所に、それぞれ3カ所及び2カ所の観測井を設けることとされている。地下水の流れがそちらに行っているので、他の観測井と合わせて、ここでキャッチする。アユモドキの越冬環境に影響が出る場所であるので、新たな観測井が設置され、

これにより判断できるということである。

<馬場委員>

有事の際の対応整備と言われているが、アユモドキの有事とはどういう状態のことなのか。

<まちづくり推進部長>

有事というより異常値のことである。モニタリングの際、例えば、井戸から異常値が出た場合には、一旦止めて専門家会議に上げていくこととなる。異常値として判断できるのは、秋にいたアユモドキの当歳魚が春になって予想数値より少なかった場合には、影響があると考えられる。それ以外の場合としては、観測地でのモニタリングが異常値になった場合を考えている。

<馬場委員>

観測井の基本的な水質調査をするということなのか。

<まちづくり推進部事業担当部長>

資料P48の表2-(5)-1に、調査内容として、水質（汚濁等）、水質（有害物質）に関する調査内容と調査頻度が記載されており、このような項目について調査される。

<馬場委員>

資料P66に記載されている、公園エリアにおける共生ゾーンのデザインとは、当初検討していた都市公園のゾーンの何か。具体的な面積はわかるか。

<まちづくり推進部長>

当初は共生ゾーンの設置を考えていた。また、アユモドキの調査も進んでいるので、再度、公園の整備計画を検討しなければならない。今年度には何らかの計画を持ちたいと考える。その中で、再度、共生ゾーンの範囲や他の施設の配置も検討したい。現在のところ、何ヘクタールになるかまでは確定していない。

<馬場委員>

共生ゾーンは2カ所か3カ所あったと思うが、そこは一旦白紙に戻して、新たに共生ゾーンを考え直すのか。

<まちづくり推進部長>

基本的にはあのゾーンだとイメージしているが、主要な水路もあるので整合を図りながら、再度、範囲を決定していきたいと考えている。

<馬場委員>

公園エリア西側農地の保全維持と記載されているが、規模等が何もわからない。わかる範囲で答弁いただきたい。

<まちづくり推進部長>

アユモドキ保全の意味として記載されている。水は、上流から公園がある曽我谷川付近に流れてくる。また、稚魚が生育地に登っていくこともある。そういったことも含めて、西側農地が保全されることが、アユモドキの生息のためにもかなり重要であり、今後、市としても維持、保全に努めていくことが示されている。

<明田委員>

アユモドキの環境もさることながら、市街地に近接しており、供用後の周辺の騒音、照明、振動等について、例えば、保津橋の北詰や上下水道部、北町の緑橋の辺りでの数値がわかれば答弁いただきたい。

<まちづくり推進部長>

資料P 5 5以降に、良好な生活環境の形成及び保全として記載されている。騒音については、P 5 6にシミュレーションの結果、工事中の合成騒音レベルは6 8．2デシベルという基準が記載されている。P 5 7には、供用後（試合開催時）は6 8．1デシベルを下回ると記載されており、大きな影響はないものである。合成振動レベルについては、P 5 8に4 8デシベル、供用後（試合開催時）は、3 8デシベルと記載されている。光のシミュレーションの結果は、0．2ルクス以下であり、月明かり程度である。このように、工事中及び供用後のシミュレーションをして、大きな影響を与えないように設計している。P 5 5に環境対策の内容として記載されているように「スタジアムについてインナーコンコースの設置など新基準に定められた内容に準拠し、屋根・外壁などで外部空間との間仕切りを可能な限り設置して、遮音性を高める。」「スタジアムの照明器具は屋根先端から5 m程度中側の屋根裏面に設置し、光源が建物外部に出ないようにし、光の漏れを可能な限り抑える。」「建物による日影が広範に生じないように、こう配屋根を用いた意匠とする。」という対策をする。

<明田委員>

実際に聞かれているので、今後、質問があれば、今の答弁とこの資料に基づき、私なりに説明していくか、担当部署に行っていただくようにしたい。

<三上委員>

結果の文書にこだわっている。専門家会議は、各委員の意見を聞くが、統一見解を総意としてまとめるものではない。また、工事、事業のお墨付きを与えるものでもない。京都府が出した調査結果を了承した、ということではいいか。

<まちづくり推進部長>

この資料自体は、京都府と亀岡市が専門家会議のワーキンググループと協議を進める中で作成した。その内容を専門家会議に説明し、委員はそれぞれ意見を持たれているが、表現を修正してほしいということであった。その中で、専門家会議の委員が了解されたということである。京都府公共事業評価に係る第三者委員会は決定機関であり、そこに出される資料にはこの資料も添付される。そこで了解が得られて、事業のゴーサインが出ることとなる。

<三上委員>

この中には、不測の事態があった場合には中断することも書かれており、おそらくそのような意見を持たれていると思う。この内容を見る限り、無条件で全部了承するというのではなく、現時点においてこの調査について了承するというだけでいいか。

<まちづくり推進部長>

まずは現況の数値や過去からのデータに基づき、工事やスタジアムが建ったときのデータを入れてシミュレーションをした。それを元に分析、解析を行い、大きな影響を与えないという結果になっている。しかし、万が一の場合どうなるかわからないので、今後もモニタリングを続けていくということとなる。異常値が出た場合、我々で判断できないので、専門家に聞き、どういう形で対応するかについて整理していくというのが今回の内容である。この方法でよいということを、第三者委員会です承を得られると事業着手となる。

<三上委員>

文言を正確にしてほしいと思っている。これは、京都府と亀岡市が共同で合意の元に出したものであるということではいいか。

<まちづくり推進部長>

その通りである。

<三上委員>

交通アクセスや常時満車ではない民間の駐車場の使用について、また、運動公園の活用についてなど、亀岡市が結局負担することになったら困るという意見が多い。このことも含めて、全て了承して、京都府だけでなく亀岡市も精査して作ったものであるのか。

<まちづくり推進部長>

京都府と協議をしながらつくったものである。

<木曾委員長>

総合評価が出て、ゴーサインが出たということだが、アユモドキ対策については、特に工事中の影響は軽微だということである。しかし、何度も工事を中断することや、問題があればモニタリングする内容がある。このようなアユモドキへの影響に関する責任については、施工主である京都府が責任を持つという理解でよいのか。

<まちづくり推進部長>

原因が特定できれば、京都府になると考える。現在、駅北で区画整理事業を実施しており、その中で影響が生じない形でモニタリングを実施していきたい。仮に影響が出た場合には、府、市で調査して、原因を突き止めていかなければならないと考えている。

<木曾委員長>

工事中の部分に限って言っている。京都府の施設であるが、影響が出た場合、モニタリングも含めて工事でも中断しなければならない。補償の問題や調査費用の問題が発生するが、その部分は京都府がみるという認識でよいのか。

<まちづくり推進部長>

京都府がみるということで理解している。

<木曾委員長>

京都府に来ていただいた場合、このことを確認してもよいのか。

<まちづくり推進部長>

確認していただいて結構である。

<木曾委員長>

委員会として確認したいと考える。

<平本委員>

資料P 6 6に記載されている、桂川本川及び支川での新たな繁殖場所の創出についてとは、何を指しているのか。

<まちづくり推進部長>

可能性を探っていきたいということである。今いる場所以外でも確認されている場所がある。そういった所を、いる場所と同じ環境にしていけないかという検討が行われている。別の場所でも創出していきたいという考え方である。

<平本委員>

今の説明で理解する。しかし、アユモドキがいることによって、河川に手をつけられない、しゅんせつ工事ができないということがあると聞く。それを増やすということか。

<まちづくり推進部長>

大変難しい問題であり、委員がおっしゃったことを我々も感じているところである。アユモドキという希少生物をいかに守っていくかということになると、新たな場所ということも考えていかなければならない。現在もアユモドキの調査を進めているが、その生態を科学的にはっきりさせなければならない。人間だけがよければよいというものではないし、また、魚のために人間に被害が及んでもいけない。

<平本委員>

アユモドキは守っていかなければならない。しかし、当然ながら人命の方が大切であるので、共生できるよう努めていただきたい。

<木曾委員長>

平本委員から重要なポイントが出た。拡大することに異論はないが、それによって色んなことが起きることも想定して判断すべきである。とんでもないことが起きることを心配する。このことも京都府が来られたときに確認してよいか。

<まちづくり推進部長>

確認していただいても、我々としては結構である。

<木曾委員長>

色んな場所を広げていくのか、今の所でやっていくということなのか。あいまいにしておく、今後、支障となる可能性もある。その辺りを亀岡市として整理しておかないと、京都府との協議が難しくなるのではないかな。あいまいな部分を残さない方がよいと考えるがどうか。

<まちづくり推進部長>

大丈夫である。ただ、新たな場所は、どこにでも創出できるというものではない。すでに確認されている場所もあるので、そういった所を生息できる場所にできないか、広げられないか、という考えである。京都府に確認することは問題ない。

<木曾委員長>

心配しているのは、難しい河道改修をしなければならないことである。七谷川、古川、曾我谷川も含め、しゅんせつできなくなった時に、人命が担保できるのか。亀岡市は、このことを専門家会議や京都府と話しているのか。

<環境市民部長>

もし広げるとしたら、そこが使えたらと考えている。環境省、文化庁、亀岡市、NPOが、色々な所を調査している。意見を言っていただくのはよいが、決め打ちのようなことには答えられないと思う。河川の管理者である南丹土木事務所の見解も必要だと考える。

<木曾委員長>

また違う場所で検討していきたいと考える。

14 : 35

[執行部退室]

3 その他

<木曾委員長>

本日、報告があったように、環境保全専門家会議でスタジアム建設が了承されたことから、今後、京都府公共事業評価に係る第三者委員会での了承を経てから、地権者との契約を行い、締結が完了すれば、6月定例会に財産取得

議案が提出されることとなる。そして、この財産取得議案が付託され、審査を行うのは、本特別委員会となる見込みである。そこで、委員長から提案する。本特別委員会での審査予定日は6月16日となり、議案審査に先立ち、環境保全専門家会議の村上座長に特別委員会に出席いただく機会を設定できればと考えている。村上座長からは、環境保全専門家会議での経過内容を説明いただき、それに対する質疑の時間も設けたいと考えている。また、合わせて京都府の担当者にも、同席いただくことができればと考えており、日程については、見通しとして6月8日（木）午後1時30分から、特別委員会の協議会の形式で、実施したいと考えている。

この通り進めていくことで、異議はないか。

（異議なし）

<木曾委員長>

それでは、その通り実施する。

<齊藤委員>

そのように進めることは結構だが、先ほどあったように、環境保全専門家会議の立場と京都府の立場は違う。専門家は、環境のことしか考えていない。住民のことは考えていない。しゅんせつできなくなることを住民は心配している。そこは切り離して考えていただきたい。質疑でもそのようにしていただきたい。

<木曾委員長>

当日は、京都府にも出席いただきたいと考えている。質疑をきっちり分けて進めていきたい。

次回は、6月8日（木）午後1時30分から、特別委員会協議会を開催する。

散会 14：40